

## 西のゴールデンルートを推進する「パートナー」を募集します！

インバウンドが急速に回復する状況において、欧米豪を中心としたインバウンド客をターゲットとし、大阪より西のエリアへの広域周遊を促進するために、現在、「西のゴールデンルート」の取組みを進めています。そこで、この趣旨に賛同し、インバウンドの誘客に資する取組みを行う企業様、団体様等を対象に、「西のゴールデンルート」パートナーを以下のとおり募集します。

### 募集期間

令和6年2月9日（金）～ 随時募集

### 募集対象（パートナーの条件）

西のゴールデンルートの趣旨に賛同し、以下①～③に掲げる条件を満たした事業者

- ①西のゴールデンルートの推進に資する以下の取組みをいずれか実施している  
（または実施予定のある）こと

※以下の取組みは、いずれも西のゴールデンルートに参画する自治体（※次ページのQ2に該当自治体の記載あり）のいずれかまたは全部を取り上げることを前提

| 取組内容                           |
|--------------------------------|
| (1) 旅行商品の販売                    |
| (2) 周遊企画商品の販売                  |
| (3) 着地型旅行商品の販売                 |
| (4) 情報発信                       |
| (5) 西のゴールデンルートの認知度向上につながる取組み   |
| (6) その他、西のゴールデンルートの普及促進に関する取組み |

- ②西のゴールデンルートパートナー規約に同意する事業者  
③その他社会通念上ふさわしくないと判断される事業者でない事業者  
（暴力団排除、反社会的勢力等）

### パートナーのメリット

- ①「西のゴールデンルート専用サイト（日本語）」での紹介  
②「西のゴールデンルート」のロゴ・キービジュアルの使用  
③パートナーの取組みに関する情報発信  
（自治体等が実施するプロモーションにおける情報発信の検討等）  
※登録申込み後、取組みを実施する際に  
取組内容の情報を別途おしらせください。

ロゴ

日本語

英語



### 申込方法

下記URL又は二次元バーコードから専用ページに入っていただき、ページ内にあります申込フォームから必要事項を入力の上、お申し込みください。

【URL】<https://west-goldenroute.jp/partner-recruitment>



【問い合わせ】西のゴールデンルート実行委員会事務局(福岡市経済観光文化局観光マーケティング課)  
TEL : 092-711-4355 FAX : 092-733-5901  
メールアドレス : goldenroute-to-westjapan@city.fukuoka.lg.jp

## Q1 西のゴールデンルートのねらいは？

A1 インバウンドが急速に回復する状況において、欧米豪旅行客の多くが、羽田・成田空港や関西国際空港を利用し、東日本を訪問しているという状況をふまえ、欧米豪旅行客や高付加価値旅行者をターゲットに位置づけ、観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、西日本・九州の誘客促進につなげることをとしています。

そのうえで主に国内向けには、「西のゴールデンルートの認知向上」、「関係事業者等の自発的な取組みの誘発」、海外向けには、「西のゴールデンルートの認知向上・誘客」をねらいとしています。

## Q2 西のゴールデンルートに所属する自治体はどこですか？

A2 現時点では、以下の自治体の首長が参画しています。(2024.1月時点)  
今後自治体首長をはじめ、その他、西のゴールデンルートの取組みにかかる主体者を含めた西のゴールデンルートアライアンスとして、令和6年度の早い時期に体制拡充する予定です。  
(体制拡充後はパートナーもアライアンスのメンバーとなります)

※西日本・九州ゴールデンルートアライアンスに参画している自治体首長

神戸市長、姫路市長、岡山県知事、広島県知事、下関市長、高松市長、北九州市長、武雄市長、別府市長、熊本市長、長崎市長、宮崎市長、鹿児島市長、福岡市長

## Q3 どのような業種の事業者を想定していますか？

A3 旅行商品の造成・販売に関わる旅行会社、ランドオペレーター、DMC、OTA運営事業者や情報発信を行うメディア関連の事業者、周遊企画商品を作る交通事業者、さらには着地型旅行商品の造成や販売を担う事業者などを想定しています。

## Q4 パートナーには企業の単位での登録でしょうか？それとも支社単位での登録でしょうか？

A4 企業単位でも支社単位でも問いませんが、たとえば、旅行商品などのように、支社単位で管轄している商品がある場合は、取組み内容に関するやりとりを行うこともふまえ、支社単位で登録することが望ましい場合も考えられます。

## Q5 実際に取組みを行う場合にはどのような手続きを行えばよいですか？

A5 自治体側で取り組む西のゴールデンルートに関するプロモーションにおいて、情報発信することを検討させていただきますので、取組みの内容が決まりましたら、関係資料や該当するURL等をご提供いただきますようお願いいたします。まずはお問い合わせください。

## Q6 ロゴ・キービジュアルを利用する場合はどのような手続きを行えばよいですか？

A6 パートナー登録された後に、ロゴ・キービジュアルのデータをご提供いたしますので、以降取組みをされる際にご活用ください。なお、取組みをされる際には当方でも合わせて情報発信等を検討しますので、事前に事務局へ情報提供をお願いいたします。

## Q7 パートナーが取組みを行う場合に何か金銭的な支援はありますか？

A7 西のゴールデンルートをビジネスチャンスと捉えて取り組んでいただくことを前提としておりますので、申し訳ありませんが、金銭的な支援はございません。なお、取組みの内容は自治体等で取り組むプロモーションの中で紹介することを想定しています。

